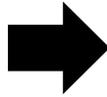


自転車運転者講習制度

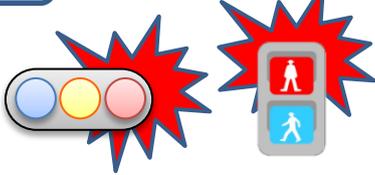
自転車で
危険行為を繰り返す
(3年以内に2回以上)



「自転車運転者講習」
受講義務!!

受講命令違反
5万円以下の罰金

1 信号無視



2 通行禁止違反



3 歩行者用道路での
徐行違反



4 通行区分違反
(右側通行等)



講習対象 危険行為 15項目

悪質な自転車運転者に対する、
自転車運転者講習制度の対象となる
危険行為に、
妨害運転（あおり運転）
が追加されました。
(令和2年6月30日施行
道路交通法施行令の一部改正)

5 路側帯での歩行者
通行妨害



6 しゃ断機が下りた
踏切への進入等



7 信号のない交差点での
左方車・優先車妨害等



8 交差点右折時の直進車・
左折車の進行妨害



9 環状交差点通行車
妨害等



10 一時不停止



11 歩道における通行
方法違反



12 ブレーキのない
自転車等の運転



13 酒酔い運転



14 安全運転義務違反



15 妨害運転（あおり運転）

他の車両の通行妨害目的で、一定の
違反となるような行為（幅寄せ、不
必要な急ブレーキをかける等）を
して、交通の危険のおそれ又は著しい
交通の危険を生じさせる行為を
すること。



～キャッチフレーズは「ゆずる・とまる・まもる」～

岡山県警察本部 交通部交通企画課

自転車運転者講習制度のながれ ※受講命令違反5万円以下の罰金

自転車運転者が危険行為を3年以内に2回以上繰り返す

都道府県公安委員会が自転車運転者に講習を受けるように命令

講習の受講
 ○ 3時間
 ○ 6,000円 (R2.7末現在)
 ○ 運転免許センター又は警察署等で実施

受講命令に従わなかった場合

5万円以下の罰金

自転車でも保険に加入しましょう！

自転車でも、加害者になってしまうと、高額な賠償金となることがあります。

【高額賠償事例】

交通事故の内容	賠償金額
自転車乗車の高校生が、道路の右側を走行中、対向してきた自転車と接触し、転倒させ、死亡させた。	2,650万円
自転車乗車の小学生が、歩行者と正面衝突し、歩行者が意識不明となった。	9,520万円

- 自転車保険のほかにも、自動車保険で自転車事故にも対応できる特約や、TSマークもあります。
- TSマークとは、自転車安全整備士が点検・整備した安全な「普通自転車」に貼るマークで、傷害保険と賠償責任保険が付帯しています。
 ※ 有効期間は記載されている点検整備の日から1年間



第二種TSマーク (赤マーク)

例えば・・・

赤色TSマーク付帯保険の補償内容と支払い対象 (平成29年10月から)

補償内容	傷害補償		賠償責任補償	被害者見舞金
	●死亡 ●重度後遺障害 (1～4級) 一律100万円	●入院加療15日以上 の傷害 一律10万円	●死亡 ●重度後遺障害 (1～7級) 限度額1億円	●入院加療15日 以上の傷害 一律10万円

青色のものもあり、賠償内容が異なります。

岡山県自転車安全利用5則

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - 飲酒運転、二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・傘さし運転の禁止
- ⑤ 子どもはヘルメット着用

自転車は便利で楽しい乗り物です。しかし、ルールを守らないと、自分がけがをしたり、車やほかの人とぶつかったりする**危険な乗り物**になることもあります。また、加害者になれば**高額な賠償金**の支払いを命じられることもあります。自分自身を守るためにも、ルールを守って安全に自転車に乗りましょう！！

